## 富士見市国民健康保険税条例の一部改正について

## 1 条例改正の趣旨

地方税法の一部改正により、低未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得の金額から100万円を特別控除する規定が創設されたため、富士見市国民健康保険税条例の長期譲渡所得に係る課税の特例に、この規定を追加するための改正を行うものです。

- ① 収入金額- (取得費+譲渡費用) =長期譲渡所得の金額
- ② 長期譲渡所得の金額-特別控除100万円=課税長期譲渡所得金額

国保税の課税対象となります。

## 【低未利用土地等とは】

・長期間利用されていない、又は利用の程度の低い土地及びその上に存在する 建物のことです。

(例) 低利用地:暫定的に利用されている資材置場や青空駐車場など

未利用地:空き地、空き家、空き店舗など

## 2 特別控除の規定が創設された理由

人口減少等を背景として、所有者不明・管理不全の土地の発生が社会問題化していることから、低未利用土地等の所有者に税制面でのインセンティブを与えることによって、低未利用土地等の譲渡促進を図り、所有者不明・管理不全の土地の発生を抑制することが、特別控除の規定が創設された理由です。